

○20番（川原千秋君）〔登壇〕

（全般モニター使用）皆さんこんにちは。新政策研究クラブの川原でございます。ただいま議長より登壇の許可をいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。

先日、内閣府が全国の成人男女1万人を対象に、ことしの6月から7月にかけて実施いたしました国民生活に関する世論調査、この調査結果を発表いたしましたわけでございます。この調査結果によりますと、これからの生活で心の豊かさに重きを置きたいと、そういうふうを考えている人が64%いらっしゃったそうでございます。これまで行った同じような調査の中では過去最高だったというようなことでございます。これは昨年起きました東日本大震災、ここで多くの方が犠牲になられました。そういったことなど、改めて家族や人と人のきずな、そういった人を思いやるというそんな心、そういうことを重視する傾向が強まってきたからではないかと思うわけであります。

また、政府に対する要望では、景気対策、医療、年金などの社会保障の整備、それから高齢社会対策、また雇用、労働問題への対策などが上位を占めていたそうでございます。今、我が国では鬱病や自殺、犯罪等が急増をいたしまして、また学校現場におきましても、校内暴力、登校拒否、そして今、社会問題となっておりますいじめ、こういったものが数多く見受けられるわけでございます。さらには雇用の問題、所得格差など、さまざまな社会問題が今、山積いたしているわけでございますが、このような中でも人を思いやると、そういう心の豊かさは私も持ち続けたいと、そのように感じたところでございます。

さて、今回取り上げました質問は、市政の運営とは全市民に対し公平公正でなければならないと思います。一部の悪質な滞納者や不正受給者に対して法的措置も視野に入れた確固たる対策を講じる。しかし、生活困窮者や障がい者等の生活弱者に対しては温かい手を差し伸べるのが心の込もった行政だと考えます。

そのような観点から、1項目めに、社会福祉行政の中で全国的に増加傾向にある生活保護受給者、その生活保護受給者の現状と課題、また生活保護受給者の自立を促進するための就労支援について。2項目めに、教育行政で学校給食の滞納状況と会計制度について。3項目めには、公金徴収ということで、市税や国保税、市営住宅等の使用料、保育料など、複数の債権、その回収推進の取り組みについて質問をいたしてまいりたいと思います。

では、まず初めに、生活保護制度の現状と課題についてお伺いをいたします。

我が国の生活保護制度は、生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じて最低限度の生活、これを保障し、自立を支援するというものでございます。昭和25年に生活困窮者のセーフティーネットとして制度化をされたわけでございます。保護の種類は、生活扶助、それから住宅扶助、教育扶助、介護扶助、それから医療扶助、出産扶助、生業扶助、それから葬祭扶助と、こういった8つの扶助があるわけでございます。これは要保護者の必要に応じまして支給されているわけでございます。

この生活保護の受給者がリーマンショック以降、全国に急増してきておりまして、厚生労働省の発表では、ことしの3月時点で全国の生活保護受給者は約210万人を超えております。また、国の本年度の生活保護費は約3兆7,000億円というようにも言われているところであります。このように生活保護費が急速に膨らむことを受けまして、政府は今年6月に生活保護制度の見直しの原案を発表いたしました。

これが原案の骨子でございますが、この内容といいますのは、生活保護受給者の自立を促進する一方、増加する不正受給の防止に向け、規定の甘さが指摘される生活保護法の改正を含めた抜本的な改革を打ち出しました。そして、年金生活者や低所得者に比べて優遇されている、そういった指摘もあります生活保護の認定基準や保護費の見直しも盛り込まれているようでございます。

そこで、まずお伺いいたしますのは、本市における生活保護全般の現状はどうか。また、課題があるとすれば、どのような課題認識をお持ちなのか、お伺いをいたしたいと思っております。

○議長（杉原豊喜君）

山田くらし部長

○山田くらし部長〔登壇〕

（モニター使用）生活保護については、今、議員御指摘のとおり、年々増加傾向にあるということでございますけれども、平成24年6月現在でございますけれども、佐賀県が1,000人当たり9.24人というふうな状況になっておりまして、多い市につきましては1,000人当たり15.03人、武雄市においては5.04人ということで、生活保護の保護率ということであれば、低いほうから4番目というふうな武雄市の現状になっているところでございます。

あと、課題ということでございますけれども、申請者の多くが稼働年齢層ということで、仕事をさせていただきたい65歳ぐらいまでの方が仕事につけないというふうな状況の中で、相談とか申請がふえているというふうな状況になっておりますので、雇用環境の改善が必要というふうに思っているところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

20番川原議員

○20番（川原千秋君）〔登壇〕

今、モニターで見せていただきました。武雄市は後から4番目のほうということで、いいこととは思いますが、悪いことかどうかわかりませんが……

〔市長「いいんですよ」〕

先ほど申されましたように、年齢50歳以上とか、そういった方の仕事が本当はないというふうなことで、これも本当に一つの大きな問題だと思っております。そしてまた、この扶助費の増加傾向の中で医療扶助、これについてこの生活保護費の中では約半分、47%程度がかかって

いるということが全国平均というように言われております。この中のこの医療扶助ですね。

そして、本市の状況を見ますと、受給者数は若干の増は見られるわけですが、金額で見ますと63%ということで、かなり多い状況であります。この医療扶助についてどのような認識をお持ちなのか、お伺いをしたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

山田くらし部長

○山田くらし部長〔登壇〕

生活保護費そのものにつきましては、全体的な生活費の中から必要な収入があられる方につきまして、差し引きまして残りを生活保護費というふうな形で支給をしているわけでございます。

医療扶助が多いというふうな部分につきましては、通常、医療の分につきましては計画的な支出の中に入らない部分があるというふうなところで、例えば入院することが必要になったとか、大病を患ったとか、そういうふうな形の中での申請がふえているという形ですので、非常に低所得者の中で医療について非常に多くなっているんじゃないかなと認識を持っているところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

20番川原議員

○20番（川原千秋君）〔登壇〕

やはり高齢化ということもありまして、そういう医療扶助というのは全国的に大きくなってきている状況だと思います。ただ、生活保護の医療扶助というのは、生活保護の受給者の窓口負担といいますか、それがないこと、そういうことによって過剰な診療や薬の投与が起きやすいというような指摘もあるわけでございます。医療扶助の適正化を図るために、厚生労働省では電子レセプトを活用して、不審な点があれば瞬時に発見できるソフトも開発されたそうでございますが、全国の自治体に導入いたしておりますソフト、レセプト、これは本市にも多分一昨年に生活保護データシステムとか、また生活保護版のレセプト管理システム、こういうのが導入されたというふうに思いますが、この管理システム、どのようなチェック機能があって、そして今どのような活用をされているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

山田くらし部長

○山田くらし部長〔登壇〕

レセプトの管理システムの件でございますけれども、厚生労働省の政策によりまして、平成22年度末に本システムを導入いたしまして、23年度に移行期間を経て、今年の4月から本格的な稼働というふうな形に取り組んでいるところでございます。

本稼働によりまして、ペーパーレス化ということで、レセプトの仕分け作業が必要なくな

ったというふうな部分とか、保管場所が要らなくなった、そういうふうなところ、あとレセプトの点検につきましては、頻回受診とか検索が簡単になりましたので、そういうふうなものによりましていろんな指導ができるようになったということで、医療費の削減、抑制につながっているんじゃないかというふうに判断しているところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

20番川原議員

○20番（川原千秋君）〔登壇〕

本格導入はことしの4月からということでございますが、この医療費の問題というのは、生活保護の医療扶助だけに限ったことではなくて、国保もそうなんです、医療費、毎年増加傾向にあるわけでございます。

問題は、これをどう抑制していくかということでございますが、先ほども出ました早期治療とか予防、こういったのも大事なことでございます。そしてまた、その中の1つとして、これは医療機関から投与される薬でございますが、これは以前、私も一般質問で取り上げたことがございます。後発医薬品——ジェネリック医薬品と申しますけど、これを使用するということがかなりの抑制ができるのではないかと、そのように思うところでございます。欧米諸国では約60%以上の普及率があり、日本ではまだ23%ぐらいだと聞いておりますが、本市におきましても、これを普及していかなければいけないというふうに思いますが、普及に対する促進といいますか、どのようなお考えをお持ちなのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

山田くらし部長

○山田くらし部長〔登壇〕

生活保護の中での医療費扶助で、薬剤についてどうかという話でございますけれども、生活保護の方は、先ほど言っていただきましたように、全額公費で賄っているというふうなところで、そういう後発医薬品を使うという指導についてお話がなかなか困難な部分があるということで、慎重にお話を進めさせていただいているところでございます。

病院の受診については、早期受診、早期治療で医療費を削減するというので、いろんな訪問指導とかする場合に、ぐあいが悪いとかいうふうな話があれば、すぐ受診するようにと、そういうふうな指導をいたしているところでございます。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

20番川原議員

○20番（川原千秋君）〔登壇〕

医療扶助の減ということで、今ちょっと質問させていただきました。どうしてもジェネリック医薬品というのは、確かに病院の窓口とか受付のあたりに、これを受けてくださいとか、

置いてありますよね。なかなか患者さんというのはそういうわけにいかないもので、お医者さんの言うとおりの薬ということになってくると思います。何とか、そのあたりの啓発とかしていただければ若干変わってくるのではないかと、このように思ったところでございます。

では次に、生活保護制度の中の住宅扶助についてお伺いいたしますが、住宅扶助も本市で年間3,000万円程度支給されているわけでございます。受給者の中には民間のアパートに住んでいる方もいらっしゃいます。もっと家賃の安い、例えば市の市営住宅とか、そういったところに入居していただいたほうが住宅扶助費も抑制につながるのではないかと、そういうふうに思いますが、生活保護者に対しての市営住宅に入居させるといったようなことはできないのか、その点についてちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

山田くらし部長

○山田くらし部長〔登壇〕

生活保護者の住居状況ということでございますけれども、8月末現在で民間アパートに居住している世帯が70世帯、それから市営住宅とか県営住宅、そういう公営住宅に居住している世帯が43世帯ということでございますけれども、先ほど言われましたように、民間アパートのほうが家賃が高いというふうなところで、市の住宅扶助基準よりも高いという家賃が多いというのが事実でございます。

そういうことで、低家賃の住宅とか公営住宅、そういう転居も勧めているところでございますが、公営住宅につきましては、住宅使用料とか市税の滞納があるために入居できないという方も多数いらっしゃるというのが実態でございます。

○議長（杉原豊喜君）

20番川原議員

○20番（川原千秋君）〔登壇〕

市税の滞納とか、そのあたりがあるから入られないということでございますが、それはぜひ何とかそこを考えてやっていかないと、やっぱり生活保護をいただいております、そして例えば民間アパートに住むということは、もちろん家族の人数といいますか、家族が何人いるとか、そういうのもあると思いますけど、そういう中でやっぱり市営住宅あたりをぜひまず利用していただくのが先じゃないかと思いますが、税金とかそのあたりの関係があるんですか。どうしてもそこがひっかかるんですか。そのあたりはどうですか。

○議長（杉原豊喜君）

山田くらし部長

○山田くらし部長〔登壇〕

公営住宅の入居基準というふうな部分がございます、市税等の滞納がある方については御遠慮いただいているところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

20番川原議員

○20番（川原千秋君）〔登壇〕

できれば、そういう方は家賃の安いところに住まわせていただくのが一番と思います。

公営住宅の要件というのを今おっしゃいましたが、滞納があるないは別としましてね、生活保護の方が入るのには多分問題はないと、このように思っておりますので、そのあたりのことは税金関係もありますので、これからまた考えていければなど、このように思っております。

じゃ、次に、生活保護受給者の自立就労支援についてお伺いいたします。

冒頭に申しましたように、リーマンショック以降の雇用環境の悪化に伴いまして、先ほどおっしゃいましたように就労可能な年齢でありながら、働く場所がなく、やむなく生活保護を受給しなければならないと、そういった方が増加していることが本当に全国的に問題になっているところでございます。

先日の新聞報道では、ハローワーク特区の記事が掲載されておりました。これは佐賀県と厚生労働省がハローワークの地方自治体への移管の可能性を探ると、そういった目的で協定を結んだそうでございますが、この特区事業は国の地域主権改革の一環ということで、知事が業務を労働局に指示できるということが明記されまして、県が運用しておりますジョブカフェと国のヤングハローワークの一体運営ということにより、情報をより共有し、保護受給者の就労支援を行うと、そういったものでございますが、このように社会保険事務所とハローワークが情報を共有し、そして失業者から相談を受けた段階や保護受給の初期段階のときに就労を支援するというのが大変重要と、このように思うところでございます。

そこでお伺いいたしますが、本市ではどのような支援対策を講じられておられるのか、改めてまたお伺いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

山田くらし部長

○山田くらし部長〔登壇〕

離職による生活保護が非常に多いというふうなところで、ハローワークとの連携によりまして就労支援を行っているところでございます。平成23年度から、「福祉から就労」支援事業を活用いたしまして、被保護者の方を対象として実施計画を作成しながら、就労に向けた支援に取り組んでいるというところでございまして、平成23年度につきましては6名の方を実施計画の対象者ということで作成いたしまして、うち1名が就労していただいているというふうなところで、生活保護が廃止になっているところでございます。

また、本年度につきましてはハローワークと新たにまた協定を締結いたしまして、25名の方を対象に実施計画を作成して、就労自立に向けた支援を行っているというところでござい

ます。

○議長（杉原豊喜君）

20番川原議員

○20番（川原千秋君）〔登壇〕

本日に就労可能な受給者の方には、働く意欲があるうちにできるだけ早く就労に結びつけ、自立をしていただくということが大変重要と思います。

国も今回の改正で就労自立支援の強化ということも掲げており、就労可能な方には保護開始直後から期間を設定して集中的に就労支援を行うということですが、今おっしゃいましたような、いろいろな対策をとってあると思いますけど、今の本市の体制の中でケースワーカーの人員も含めまして、受給者に対して十分な体制がとれているのか、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

山田くらし部長

○山田くらし部長〔登壇〕

本市の生活保護の体制でございますけれども、通常いろんな支援をするケースワーカーというふうな形で配置をしているところでございますけれども、武雄市の保護世帯ということで、8月末現在で202世帯という保護世帯の数になっております。その中でいきますと、社会福祉法第16条の2項において、「市の設置する福祉事務所にあっては、被保護世帯の数が240以下であるときは、3とし、被保護世帯数が80を増すごとに、これに1を加えた数」というふうに記載されておまして、武雄市の生活保護世帯数、先ほど言いましたように202世帯ということでございますので、標準的な定数は充足しているというふうに思っております。

○議長（杉原豊喜君）

20番川原議員

○20番（川原千秋君）〔登壇〕

限られた人員じゃございますが、十分な支援といいますか、そういうのをぜひお願いしたいと思います。

いろんな支援の方法として、国の制度もございますし、例えば無料で職業訓練が受けられるという制度もございますので、そういう部分をぜひ紹介をされて、そしてそういうことを活用していただきたい。

そしてまた、本市におきましても、緊急雇用創出基金事業ということで、これも就労支援の事業だと思いますけど、やっております。しかしながら、これはいわば応急的な支援ということでございますので、これに続く継続的な安定的な支援が必要と、そのように思うところでございます。そういった部分で、市の仕事といいますか、そういう部分で今後また何か対

策を講じられることがあればお伺いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

山田くらし部長

○山田くらし部長〔登壇〕

市の対策というふうなところがございますけれども、先ほど言いましたように、ケースワーカーについては充足していると思っておりますので、保護者につきましては定期的な訪問を行っていきたいというふうに思っております。

その中で生活状況や健康状態の把握、それによります生活指導、それから稼働能力ある者への求職活動の確認とハローワークとの連携による就労指導、これが先ほど申し上げた部分でございます。あと、扶養義務者への援助依頼とか、子どもの健全育成、そういうふうなものを総合的に援助しているところでございます。

先ほど言いましたように、自立支援というふうな形で自立していただくのが一番いいわけですので、「福祉から就労」支援事業等を活用いたしまして、生活保護者が自立していただくというふうなところで取り組みを継続していきたいと思っております。

○議長（杉原豊喜君）

20番川原議員

○20番（川原千秋君）〔登壇〕

今、申しましたのは、市の緊急雇用創出基金事業というのがあるということで、期間がちょっと短いということがあるもんですから、できればもうちょっと長期の何かないかなというところで質問をしたわけでございます。まあ、いいです。

では、生活保護制度、生活の困窮者や高齢者、障がい者、母子家庭、これの本当の最後のセーフティーネットということでございます。今の日本社会では医療や年金、介護などの社会保障制度や働く環境というのが十分に機能していないということで、生活保護受給者という方が急増してきたわけでございます。このような経済の低迷期に受給者がふえるというのは、この制度の本来の役割を果たしているということも考えますし、保護が膨らんできたから抑制するというのではなく、本当に困っている人にはやはり手を差し伸べて、保護に至る前の対策が大変重要と思います。

今の日本の社会保障制度をどうするのか、そしてフルタイムで働いても貧困から抜け出せない、そういった人たちを生み出す労働環境、これをどうするのかと、そこから考えていく必要があると思いますが、その点についていかがでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

山田くらし部長

○山田くらし部長〔登壇〕

先ほどおっしゃっていただきましたように、非常に日本の景気、そういう離職者とかいう

方が非常にふえているというふうなところで、一番最初に申しあげましたように、稼働年齢層の相談が非常に多くなっているところがございますので、景気回復とか、政策的に雇用をしていただくというふうな政策が必要じゃないかなと思っているところがございます。

○議長（杉原豊喜君）

20番川原議員

○20番（川原千秋君）〔登壇〕

では次に、教育行政の中の学校給食費の滞納状況について質問いたします。

学校給食は心身の発達期にある児童・生徒にバランスのとれた栄養のある食事を提供すると、そういうことで、児童・生徒の健康の増進、また体位の向上を図ることと、また近年は食育ということを重視する観点から児童・生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養うということが盛り込まれております。

以前から給食費の滞納ということについては、全国的な問題となっているわけですが、今、学校給食費の未納額は、推計でございますが、全国で約26億円あると言われております。そして、その未納の原因というのは保護者の責任感や規範意識の問題、これが54%、それから保護者の経済的な問題が約44%あると言われております。

でも、学校給食費というのは食材費でございます。人件費や光熱水費や設備費は含まれておりませんので、給食費を払っていない家庭の子どもは、払っている家庭から食べさせてもらっているということになります。本当に給食費が払えないほど経済的に困窮しているのであれば、先ほども言いましたような生活保護とかいろんな手だてがあると思います。

払えるのに払わないということが、本当にまじめに払っている方がどうなのかと。自分が食べなくても子どもには食べさせるというのが親だと思いますが、給食費の滞納について教育長はいかがお考えか、御所見をお伺いいたしたいと思っております。

○議長（杉原豊喜君）

浦郷教育長

○浦郷教育長〔登壇〕

学校給食については、今お話にありましたように、非常に大きな狙いを持って運営しているところがございます。

滞納状況についてのお尋ねでございますが、武雄市の場合はこれまでも非常に収納率としては高くございまして、23年度におきましても99.69%というのを今現在ですけれども——今現在というか、8月末現在で99.69%ということで、給食運営に支障がない程度になっております。

ただ、話にありますように、公平なという面から考えますと、これまでも督促状を出したり、地区の担当者の方に徴収に回っていただいたりしているわけがございます。いろんな努力の上でそういう数値になっているわけでありまして、公平さということからいきますと、

100%を当然目指して、今後も運営していきたいというふうに思っております。

○議長（杉原豊喜君）

20番川原議員

○20番（川原千秋君）〔登壇〕

このグラフでございますが、これはちょっと見にくいかも知れませんが、平成14年から平成23年までの給食費の滞納額、また滞納者数をあらわしたものでございますが、ここで問題なのは、以前の部分がずっと残ってきている。そして、特にこの19年度はちょっと下がっているんですけど、これからずっと上がってきたという状況でございます。この滞納額を見ますと、確かに23年度、約67万円ほどあるわけでございます。こういった上がってきている状況というのがございますので、大変危惧するところでございますが、今いろいろな対策がとられているということでございますけど、昨年10月から保護者の同意があれば子ども手当から徴収ができるというようなことになったと思っておりますが、そのあたりはどのようにされているのか、お伺いしたいと思っております。

○議長（杉原豊喜君）

浦郷教育長

○浦郷教育長〔登壇〕

お話にありましたように、児童手当からの学校給食費納入というのができるようになりました。23年度では件数にして20件ということで、7校ほどでそういう形で進めてきたところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

20番川原議員

○20番（川原千秋君）〔登壇〕

保護者の同意ということがありますので、同意していただければいけないということでございましょうけど、何とか理解をしていただいて、ぜひ給食費を払っていただきたいと思うところでございます。

一番問題というのは、給食費というのが、今、税みたいにならなくて不納欠損という形で落とされていないと思うんですね。かなり前からずっと未収になっている、滞納になっている部分があるわけでございますね。これをどうするのかということでございますが、これについて何か対策を考えておられれば、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

浦郷教育長

○浦郷教育長〔登壇〕

各学校、あるいは給食センターに給食運営委員会があるわけでございます。毎年、このところが話題になるわけでありまして。最近では未収金ゼロなのに前のが残っているということ

で、法令的に以前も話題になりまして、何年間かで切る必要があるんじゃないかという意見もあるわけでありましたが、中にはその年限より前のを払っていただく場合も出てまいりまして、非常にその辺の判断は難しいところでございます。検討中は検討中でございます。

○議長（杉原豊喜君）

20番川原議員

○20番（川原千秋君）〔登壇〕

本当に滞納回収は長年たちますと、本当に難しくなってきます。例えば小学校1年から6年生までの6年間、それから中学校も3年間、合わせまして9年間、この中で何とか対処していかないと、なかなか卒業してからというのは本当に難しいだろうというふうに思うところでございます。そして、今の会計制度、これは私会計という形で行っているわけでございます。この私会計というのは学校長が債権者といいますか、責任者というようなことでやっているわけでございますが、なかなかそういうずっと前の滞納とかいろいろありますので、なかなかそれは誰の責任かというのが難しいわけですね。責任の所在というのが大変不透明というふうになってきていると思うわけでございます。

今後、いろいろ対策ということを検討されるということでございますけど、しっかりした措置をとっていただいて、公平感を持って、払わないでもうかったというようなことがないようにやっていただきたいというふうに思うところでございます。

では、次に、学校給食費の会計制度についてお伺いをしたいと思います。これが学校給食の会計の部分でございます。児童・生徒の保護者がおりまして、そしてこれは私会計の部分なんですけど、学校が指定する金融機関、また児童・生徒が学校へ持参という形にして、学校長に行きまして、これが私会計ということになります。そして、こちらは児童・生徒の保護者から真っすぐ武雄市の会計口座に振り込まれるというのが、それが公会計ということになるわけでございますけど、この私会計というのは、先ほど申しましたように、保護者から集めた給食費で食材を購入して給食を提供しているということでございます。

したがいまして、滞納による収入不足というのは、その分の食材もやっぱり減らさなければならぬというようなことになります。それによって給食の質の低下ということも言われるわけでございますが、そして、管理の状況ですが、給食費を学校長が徴収し管理をするということになっておりますので、金額的にはかなりの金額だと思っております。そして、先ほどの滞納の問題、これも教職員が滞納対策を行っている。そういうことで事務の負担が大きくなっているというようなことが言われております。これが私会計でございます。

一方、公会計ということになりますと、これも食材費も市の予算として計上するわけでございますので、計画的な購入ができる。そして、正当に給食費を払っている保護者に対しても不利益を生じないと。そして、給食費も市が債権者となるわけでございますので、滞納金も債権として市が管理をできると。

そういうことで、学校給食の透明性、また保護者の負担の公平性という部分では向上する。こういう公金化するということが安全性も確保できるというようなものでございます。また、金融機関からの自動引き落としも可能となりまして、保護者の利便性の向上にもつながるといってございます。そして、何より、先ほど申しましたように、学校の先生、教職員の方、この負担の軽減ができると思います。そのことによって、本来の業務に専念をしていただけるのではないかとこのように思いますが、このように私会計と公会計を比べて見ますと、どっちかといいますと、やっぱり公会計のほうがメリットが多いというふうに思います。

現在は、我が市は私会計ということになっておりますが、これを公会計に移行すると、そっちのほうがいいんじゃないかなと私は思うんですが、その点についてどのようにお考えか、お伺いをします。

○議長（杉原豊喜君）

浦郷教育長

○浦郷教育長〔登壇〕

先ほどの山口議員さんの質問にもありましたように、できるだけ学校の先生方が子どもたちに接する時間をというふうな思いも込めまして、お話しいただいたわけでございます。確かに公会計としてのメリットもあろうかと思えます。ただ、これまで私も数校経験してきましたけれども、一番徴収がいいのは、やはり顔の知れたお互いが集め合って、徴収していくのが実は一番徴収率がよかったように思い出しております。また、給食費につきましてはやっぱり受益者負担の部分というのはあるかと思えます。したがって、現在のところ、私会計の方向を変える予定はございません。

○議長（杉原豊喜君）

20番川原議員

○20番（川原千秋君）〔登壇〕

現在のところはないということですが、今、私会計から公会計に移行しているところが結構ございます。先日もちょうど福岡市役所に監査の事務の研修ということで行ってまいりましたが、そこでお伺いしましたところ、確かにそこが2年ぐらい前に公会計に移行したというようなことでございます。それから、群馬県なんかはほとんどが公会計に移行しているそうです。神奈川県もかなり、横浜とか厚木とか海老名市とか、そのあたりも公会計ということに移行しているようでございます。

いろいろな滞納の部分の回収、それは確かに保護者の顔が見えながら、保護者と話ししながらいただくというのが一番いいかもわかりませんが、しかし、やっぱり先生たちもなかなか保護者に対しても気を使う部分もあるんじゃないかと思うんですね。余り払え払えとも言いにくい部分もあるんじゃないかと思えます。ですから、今滞納されている方が、人数的にも二十何人と思えますので、そのあたりを本当にしっかりやっていただければいいんです

が、やっぱりどうしてもそういう部分が今ずっと残ってきていますので、これをいかにどうするのかというのが私の今回の質問の趣旨でございます。ですから、公平さという部分をしっかり考えていただきながら、やっていただきたいなど。

そういうことを考えれば、こう言ったらあれですけど、学校から教育委員会のほうに、公会計に来るといいうほうが、学校の現場の先生たちも助かるんじゃないかなというふうな気がいたしましたので、今回、取り上げてみたところでございます。今後、また検討する機会がございましたら、ぜひ御検討をお願いしたいというふうに思っております。

では、次に移ります。

先ほどの話も公金になるわけでございますけど、徴収ということで、本市に複数ある未収債権の回収の取り組みについてお伺いをしたいと思います。

まず、本市の不納欠損額と収入未済額でございますが、平成23年度の決算で見ますと、一般会計の不納欠損額は約5,900万円、22年度と比べますと、2,000万円ほど増加をいたしております。また、収入未済額は、これは国・県の支出金を除きますと、約5億8,400万円で、22年度と比べ2,100万円ほど減っている状況でございます。それから、特別会計でございますが、これの不納欠損額は約7,000万円、収入未済額は約4億円あり、これはほとんどが国民健康保険ということでございますが、このように一般会計と特別会計を合わせますと、平成23年度の不納欠損額は約1億2,900万円、収入未済額は約9億8,400万円ということになるわけでございます。もちろん滞納整理の努力という部分は見られるわけでございますが、依然として高い数値を今、示しているところでございます。

そこで、まずお伺いしますのが、本市では未収債権の回収にどのような対策を講じられておられるのか、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

先ほど言われました未収債権の問題でございますが、納税対策室におきまして滞納整理マニュアルというのを平成21年の4月につくっております、それに基づいてやっているわけでございます。

まず、滞納者の管理システムで滞納者の人と、その額を把握すると。その後、滞納者の収入資産調査をやると。それから、臨戸といっておうちにお訪ねして納税をお願いする。あるいは税務課に来ていただいてお願いするという、そういう約束が守られない場合につきましては、滞納処分という、いわゆる差し押さえ、その次は換価という、そういう手続を踏んでやっているわけでございます。

滞納にならないように、今年度からは臨時職員2人を採用いたしまして、電話催告、あるいは平成23年の10月からは国税庁のOBの方をお願いして、債権回収のアドバイスをしてい

ただいているというところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

20番川原議員

○20番（川原千秋君）〔登壇〕

そしたら、今の税務課のほうに収納対策室を設置されていると思いますが、この収納対策室ではどのようなことをなさっているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

収納対策室の業務でございますが、主に市税、国保税、住宅使用料、保育料、水道料の徴収——現年度分の徴収を行っております。

それから、市税、国保税などのいわゆる滞納になった部分の一元的な管理を行っているということ、それから市税とか、そういう強制的に徴収できる債権、それと司法上の債権、これを整理しまして、担当課と調整しながら収納に当たっているという、大きくはその3つかとっております。

○議長（杉原豊喜君）

20番川原議員

○20番（川原千秋君）〔登壇〕

そしたら、対策室では一元管理をなさっているということになるわけですかね。そしたら、本来は現年度分というよりも、やはりどこでもかなり滞納という部分が問題になってきているわけでございますね。そのあたりは、現年度分も滞納の分も一緒にやっておられるのか、すみませんが、もう一度お答えをお願いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

収納対策室の中では主に、いわゆる納付されなかった部分の滞納部分、それが中心になるかと思っております。現年度部分につきましては納付されるということでございますので、そういうことで、いわゆる過年度分の滞納された分について重点的にやっているということでございます。

○議長（杉原豊喜君）

20番川原議員

○20番（川原千秋君）〔登壇〕

滞納の分が一番問題になってくるわけでございます。今、一元管理ということでやっておられるということでございますので、滞納者というのは、例えば国保もあれば市税もあると

というような、あちこちにある方が多いと思います。そういった部分が一元管理ということだったら、全部わかってくるんですか、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

言われておりますように、いわゆる税金、強制徴収権がある税金も公債権、私債権もあわせて一元的に管理しておりますし、その人が市税の滞納、あわせて保育料、あるいは住宅使用料に滞納があれば、そこは管理できているということでございます。

○議長（杉原豊喜君）

20番川原議員

○20番（川原千秋君）〔登壇〕

そういう形で、しっかり徴収ができれば一番いいことでございますけど、今、全国的に債権管理条例、これをつくる自治体というのもふえてきているようでございます。これをつくることによって、もちろん強制的な差し押さえ関係もできるわけでございますが、弱者の救済という部分でも、条例化して、いろんなことが可能だというふうに聞いておるところでございますが、本市におきまして債権管理条例というのを制定する、そういうお考えはあるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

角政策部長

○角政策部長〔登壇〕

言われるように、公債権については強制徴収ができると、私債権については督促あるいは訴訟という形でやるわけでございますが、税負担の公平性という観点からいえば、特に私債権の管理について明確にする必要があるというふうには感じております。

現在、県内にはそういう条例をつくっているところはありませんが、先般、空き家条例等もつくりまして、共同でそういうのに取り組むという非常にいい勉強もいたしましたので、県内の税務の担当者会において、そういうのを提起したらどうかというふうに考えております。

○議長（杉原豊喜君）

20番川原議員

○20番（川原千秋君）〔登壇〕

ぜひ、そういう形の債権の管理条例をつくる方向に御検討していただきたいというふうに思います。

本当に回収困難な過年度分の債権というのは、徴収部署にぼんと移管ができて、そこで債権を管理するというのが一番いいわけございまして、やっぱりそういう部署があったら、

債権がある所管の課の職員さんも現年度分の徴収のほうにしっかり当たられるということが
できますので、そういうことによって徴収率も上がってくる。そして、市の歳入もふえると、
ひいては市民のサービスにつながってくるということになりますので、ぜひそのあたりの徴
収のほうもしっかり頑張ってくださいとやっていただきたいと。とにかく公平性という部分
で、そういった観点でいていただきたい。そうすると、市民の理解も得られるのではない
かと、そういうふうに思いますので、今後また、よろしくお願ひしたいと思います。